

中小事業者の固定資産税が減免されます

新型コロナウイルス感染症の流行により、次の要件を満たす中小事業者は令和3年度の固定資産税が減免されます。

○対象

令和2年2月から10月まで任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期間に比べて3割以上減少している中小事業者(個人事業主含む)

○減免額

事業収入が3割以上減少で税額を2分の1減免。5割以上減少で全額減免。

○減免される資産

事業用家屋と償却資産(土地と居住用家屋は対象外)

○減免年度

令和3年度の固定資産税

○申請期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

○手続き方法

- ① 役場窓口または町ホームページで減免申告書を取得
- ② 減免申告書と収入減少が分かる書類などを認定経営革新等支援機関(税理士や商工会、青色申告会など)に提出し、本減免措置の適用要件を満たしていることを確認
- ③ 確認印が押印された減免申告書(原本)と確認時に提出した書類一式(コピー可)、令和3年度の償却資産申告書を提出してください。詳細は問い合わせください。

問い合わせ先

役場税務課固定資産税係
☎(86)1172[直通]

「故障かな?」と思ったら 防災無線戸別受信機

町では、町や公民館からのお知らせをお伝えるために、各家庭に防災無線の戸別受信機を設置しています。

最近「放送が途切れて聞こえない」「途中から放送が流れる」などの相談が寄せられています。個別受信機は再起動することで改善される場合がありますので、不具合が生じたら手順に沿って再起動を試してみてください。

戸別受信機 再起動手順



問い合わせ先

役場総務課消防防災係
☎(86)1111[代表]